

B 横浜市の文化財保護行政

―港北ニュータウン地域を中心に―

植山 淳

横浜市に文化財保護の動きが見られるようになったのは一九六〇

年代に入ってからといわれる。昭和三七年（一九六二）年、横浜市は横浜市文化財研究調査会を発足させ、昭和三九（一九六四）年以降、ここで毎年『横浜市文化財調査報告書』が出されるようになる。しかし実際にこの文化財保護の動きが横浜市で本格化するのには六十年代後半を待たねばならなかったようだ。昭和四四（一九六九）年になって、横浜市における初めての文化財保護条例ともいえるべき「横浜市文化財保護措置要綱」が出されたことは、このことを如実に表わしている。またこの「要綱」は宅地開発事業等を行う者がその事業区域内に文化財が所在することを察知した場合、届出をし、調査を受け、保護措置を協議するというもので、私にはとても充分なものとは考えられない。

さらには昭和四四（一九六九）年という年は、横浜市中で「横浜国際港都建設中期計画」が出され、その中で港北ニュータウン計画が具体案として盛り込まれ、翌四五（一九七〇）年には、横浜市計画局から「港北ニュータウン」という冊子が出されるなど、東京のベッドタウンとしての横浜の新しい開発計画が進む中で、それをあと追いつる形で文化財保護が考えられてきたというのが実情だろう。

昭和四五（一九七〇）年組織された「港北ニュータウン埋蔵文化財調査団」はその意味で開発事業者の届出制によるとはいえず、市内では初めての本格的調査団ということが出来るだろう。この調査団発足の『港北のむかし』¹で岡本勇氏は、「緑と文化財がおりなす、この港北の丘は、近い将来人口二五万の都市に変貌しようとしている。もしなんらかの配慮も加えられず、そのための「開発」が進められるなら、これらの貴重な考古学上の遺跡、ことばをかえていえば国民共有の文化遺跡は根こそぎ破壊されてしまうであろう。もちろんそんなことは許されるはずがない」と述べ、文化財保護の立場からの調査団であることが解る。

では具体的に、港北に於ける調査団の活動、文化財保護の様子を見てみよう。

大塚・歳勝土遺跡は港北ニュータウンの地域におびただしい数の

考古学上の遺跡がある中でも、特に重要な意味を持つ遺跡である。この遺跡も港北ニュータウン開発計画で中央幹線道路が建設されることとなり、昭和四七（一九七二）年から発掘されたもので、弥生中期の遺跡である。この遺跡の詳しい状態等は報告書等（註一）を参照されたいが、大塚遺跡は弥生中期の村のあとで、住居跡の他、水田、堀、集会所で思われるものが出土し、となりの同時期、同村の墓地の遺跡と考えられる歳勝土遺跡と合わせ、集落の実態、墓地や生産址との関連さえ追求しうるもので、その重要性ははかりしれない。にもかかわらず、この遺跡もその他数多くの遺跡と同様、結局ニュータウン建設上、「やむを得ず」埋め戻し（破壊）ということになってしまったのである。実際、この港北ニュータウン計画は、五百数十ヶ所もあったこの様な遺跡のほとんどを破壊することとなったのである。

現在、上行寺や静岡県磐田市の一の谷中世墳墓群など日本各地で文化財保護の運動がきている。もちろん港北ニュータウンの左記の様な遺跡保護の運動も、昭和四七（一九七二）年頃からずっと続いている。（註二）

しかしここ一、二年に見られる地価の高騰は、文化財の保存をますます難かしくしている。さらにこの地価高騰が、土地の需要の増大と供給がそれに追いつかない故に起こるものである以上、港北ニュータウンの整備は急務であるといわねばならない。そんな中で文化財保護を唱えること自体まずもって難かしい状況であるといえる。この様な状況の中で、我々歴史にたずさわる者は、どう考えていく必要があるのだろうか。

私は、文化財は市民（国民）のものであるという立場から、この遺跡は学術上貴重なものであるから残すべきだ、という様な議論によって文化財保護を云々するのではなく、市民にとって何がどう重要なのかをはっきりさせる地域史の構築が何よりも必要なのではないかと考える。そしてその上で、現在の住宅事情をも考慮に入れた総合的な文化財保護政策を市民の手でうち立てていかなければなら

ないだろうと思う。

（註一）。『大塚遺跡発掘調査概報』『調査研究集録』1

（一九七五）

。港北ニュータウン埋蔵文化財調査団編『歳勝土遺跡』

（一九七五）

。公開講座「神奈川の歴史を学ぶ」『原始神奈川を掘る』

（岡本勇氏）『京浜歴史研究会報』四三号

（註二）

。「港北」の文化遺産と自然を守る会「守ろう！あづま山遺跡群」『考古学研究』二四―二（一九七四）